

令和7年 天草市農業委員会第6回総会議事録

令和7年5月27日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

1番	山下和弘君	2番	猪原真滋君
4番	黒川紀世子君	5番	平岡敬則君
6番	福島恵美君	7番	光崎修一君
8番	富崎ますみ君	9番	野中幸廣君
10番	中村三千人君	11番	赤崎保章君
12番	榎田和壽君	13番	鳴川哲広君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1名）

3番	淀川洋一君
----	-------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	木村英樹	局長補佐	松本馨
参事	内田富隆	書記	宮川楓大
書記	池上翔		

開 会

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議第61号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議第62号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議第63号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議第64号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外申請について

日程第6 議第65号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域への編入申請について

日程第7 議第66号 農用地利用集積等促進計画(案)について

日程第8 議第67号 非農地証明書交付申請について

日程第9 報告事項について

閉会

開 会 14 時 00 分

○事務局（木村英樹君） ただいまから令和 7 年天草市農業委員会第 6 回総会を開会致します。それでは山下会長からご挨拶をお願いします。

○議長（山下和弘君） 皆さんこんにちは。本日は 3 番の淀川委員から欠席届が出ています。出席されている委員の皆さまには、本日も慎重なるご審議をよろしくお願いします。

○事務局（木村英樹君） 本日は、3 番の淀川委員より欠席の届出が出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは、議事の進行は会長にお願い致します。

○議長（山下和弘君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） それでは、7 番光崎委員、8 番富崎委員を指名します。

○議長（山下和弘君） 日程第 2、議第 61 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。本渡町の譲受人は、本渡町の譲渡人より、本渡町の田と畑 3,300 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で 3 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。3 枚目です。次が現地の写真になります。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇と〇〇を栽培される計画です。また、本日淀川委員が欠席のため、委員の意見を代読させていただきます。5 月 22 日現地確認を行いました。申請地は以前から譲受人が耕作している農地ですので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 2 番について説明します。下浦町の譲受人は、大阪府の譲渡人より、下浦町の畑 128 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地

は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には柿を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（黒川紀世子君） 4 番黒川です。先日現地確認を行いました。何も耕作されていない荒れた農地でしたが、草払いをし、耕作できるようにしてありました。農地として甦るのは良いことだと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 3 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 3 番について説明します。志柿町の譲受人は、志柿町の譲渡人より、志柿町の畑 3,321 m² を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地にはみかんを栽培されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（黒川紀世子君） 4 番黒川です。先日現地確認を行いました。譲受人は〇〇の栽培を頑張っている方です。申請地は借りて耕作をされていましたが、譲渡人から買ってくれないかという話があり、今回申請されています。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 4 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 4 番について説明します。志柿町の譲受人は、広島市の譲渡人より、

志柿町の畑 151 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○4 番（黒川紀世子君） 4 番黒川です。先日現地確認を行いました。譲受人と譲渡人は〇〇にあり、譲渡人は〇〇に居住しているため、譲受人に管理してほしいとのことで今回申請されています。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 5 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 2 ページをご覧ください。5 番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の畑 7,112 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地にはみかんを栽培されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○7 番（光崎修一君） 7 番光崎です。5 月 20 日に現地確認を行いました。申請地にはみかんが植えられており、一部枯れているところもありますが、すぐに耕作できる場所です。譲渡人はこれまで〇〇経営を行っていましたが、高齢と体調不良を理由に経営規模の縮小をするとの話を聞いています。また、譲受人は〇〇と〇〇栽培を行っていましたが、〇〇の栽培を止め、〇〇経営に専念されるようです。地元の担い手として活躍をされており、特段問題はないと思いますので、ご審議の方よろしく願います。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 6番について説明します。倉岳町の譲受人は、倉岳町の譲渡人より、倉岳町の畑1,468㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地にはみかんを栽培される計画です。以上です。

○議長(山下和弘君) 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○13番(鳴川哲広君) 13番鳴川です。5月21日に最適化推進委員の稲田さんと現地確認を行いました。申請地にみかんの苗木が数本植えてあるのを確認しました。譲受人もしっかりした方で問題ないと思います。以上です。

○議長(山下和弘君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 7番について説明します。新和町の譲受人は、新和町の譲渡人より、新和町の田18,258㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇kmと〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側と西側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稲ときゅうりを栽培されています。以上です。

○議長(山下和弘君) 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○10番(中村三千人君) 10番中村です。譲受人と譲渡人は〇〇であり、譲受人は〇〇でもあります。そのため、今回は〇〇の地区の最適化推進委員の小田推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思いますので、ご審議の方よろしく願います。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 8 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 8 番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人外 1 名より、五和町の田 283 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 1 番山下です。5 月 25 日に原田推進委員と現地確認を行いました。周囲は宅地化が進んでいますが、耕作中の農地もあります。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思いますので、ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第 3、議第 62 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の 3 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の田 477 m²に植林をしている案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の北側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地として管理することが困難であったため、杉 100 本を既に植林しております。資料③の 3 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に植林済みのため、始末書が提出

されています。また、本日淀川委員が欠席のため、委員の意見を代読させていただきます。
5月23日現地確認を実施しました。申請地は以前から植林されております。始末書も提出
されていますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はあり
ませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致しま
す。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 2番について説明します。転用者は熊本市の個人で、有明町の畑
1,536㎡に植林をしている案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で
す。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農
地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航
空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。
次が配置排水図です。全部で2つあります。1つ目です。2つ目です。次が現地の動画にな
ります。全部で2つあります。1つ目です。2つ目です。土地利用計画の内容は、農地とし
て管理することが困難であったため、杉50本、クヌギ250本を既に植林しております。資
料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当して
おりません。なお、既に植林済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見ををお願いします。

○7番（光崎修一君） 7番光崎です。5月20日に現地確認を行いました。申請地の広い方に
はクヌギ、狭い方には杉が植林されているのを確認しました。事務局の説明通り、周辺農地
への影響もなく、始末書も出ているため、何ら問題ないと思います。ご審議の方よろしくお
願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はあり
ませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致しま
す。次に、3番について、事務局から説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 3番について説明します。転用者は小松原町の個人で、五和町の畑

366 m²を〇〇に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、転用者の趣味である〇〇や〇〇の〇〇を建築したいため、〇〇 1 棟、駐車場 5 台として整備し、利用する計画です。資料③の 5 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（山下和弘君） 1 番山下です。5 月 25 日に原田推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで、動画を見てもらったら分かるように、〇〇という〇〇の近くであり、耕作には向かない農地だと感じました。あまり事例のない転用ではありますが、ご審議の方向をお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 4 番について説明します。転用者は佐賀県の個人で、河浦町の田 2,460 m²に植林をしている案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。全部で 2 つあります。1 つ目です。2 つ目です。次が現地の動画になります。全部で 2 つあります。1 つ目です。2 つ目です。土地利用計画の内容は、農地として管理することが困難であったため、杉 820 本を既に植林しております。資料③の 6 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に植林済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願いします。

○9 番（野中幸廣君） 9 番野中です。先日、田中推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(山下和弘君) 日程第4、議第63号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局(内田富隆君) 資料②の4ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は〇〇の法人で、北原町の田1,329㎡を売買により取得し、〇〇へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡苅北線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、〇〇用地としての需要が見込まれるため、〇〇2棟、駐車場23台、通路として整備し、利用する計画です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。また、本日淀川委員が欠席のため、委員の意見を代読させていただきます。5月24日現地確認を行いました。譲受人の方は相続で土地を取得し、土地の処分をされています。周囲も宅地化が進んでいますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長(山下和弘君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(内田富隆君) 2番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の田411.23㎡に使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡苅北線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場、庭、通路として整備し、利用する計画です。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。また、本日淀川

委員が欠席のため、委員の意見を代読させていただきます。5月25日現地確認を行いました。申請地は耕作が難しい場所であり、周囲も宅地化が進んでいる状況を見ると、宅地として利用することは何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 3番について説明します。転用者は下浦町の個人で、下浦町の畑407㎡を贈与により取得し、宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、転用者が営む事業で利用する駐車場が不足しているため、住宅1棟、車庫1棟、駐車場4台、庭、通路として利用する計画です。資料③の9ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、譲渡人3名より始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（黒川紀世子君） 4番黒川です。事務局の説明どおりで、既に宅地になっていることを確認しました。始末書も出ていますので、問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 資料②の5ページをご覧ください。4番について説明します。この案件は令和4年4月に農用地区域からの除外申請があり、令和4年天草市農業委員会第5回総会において許可見込みありと判断され、令和4年10月に除外されたものです。転用者は

諏訪町の個人で、亀場町の畑 612.15 m²を売買により取得し、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅 1 棟、駐車場 2 台、農機具置場、庭、通路として整備し、利用する計画です。資料③の 10 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（富崎ますみ君） 8 番富崎です。以前、農振農用地から除外するときも現地確認をした場所でした。耕作は以前からされていなかったもので、問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 5 番について説明します。転用者は深海町の個人で、深海町の畑 228 m²に賃貸借権を設定し、個人住宅に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の北側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、当時の住まいが手狭で不便だったため、住宅 1 棟、物置、庭として利用する計画です。資料③の 11 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、貸渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12 番（榎田和壽君） 12 番榎田です。当該地は斜行に沿って集落の住宅地が散在するところであり、始末書のとおり、住宅が既に建っています。代替地を地目が宅地のものを 2 筆検討されていますが、2 筆とも周囲がみかん山や田畑の状況でありますので、申請地は適地であったと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

ませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 6番について説明します。この案件は令和6年10月に農用地区域からの除外申請があり、令和6年天草市農業委員会第11回総会において許可見込みありと判断され、令和7年3月に除外されたものです。転用者は有明町の個人で、有明町の田516㎡を贈与により取得し、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道河内上津浦港線の西側にある農地です。申請地は、土地改良事業の施工に係る区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能になっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいがレッドゾーンに位置しており、新たな住まいを確保する必要があるため、住宅1棟、駐車場2台、庭として整備し、利用する計画です。資料③の12ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長(山下和弘君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○7番(光崎修一君) 7番光崎です。5月20日に現地確認を行いました。申請地は〇〇と〇〇にはさまれた角地の農地で、隣接する農地は自己所有地であるため、隣接農地への影響はないと考えます。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長(山下和弘君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 資料②の6ページをご覧ください。7番について説明します。転用者は港町の法人で、五和町の畑9,331㎡を売買により取得し、農業用施設に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね

10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、転用行為が農業用施設のため、例外的に許可することが可能になっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、転用者が営む事業で利用する農業用施設や埋却地が不足しているため、畜舎2棟、堆肥舎、埋却地として利用する計画です。資料③の13ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みですが、現所有者が前所有者から権利を取得する以前から畜舎が建築されていたため、その経緯についての顛末書が提出されています。また、この案件は転用面積が3,000㎡を超えるため、許可相当の判断をいただいた場合、来月開催される熊本県常設審議委員会に諮問する予定です。以上です。

○議長（山下和弘君） 1番山下です。5月25日に原田推進委員と現地確認を行いました。事務局から詳しく説明のあったとおりで、顛末書も付いています。ご審議の方よろしく願います。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第5、議第64号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外申請についてを議題とします。それでは1番から事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の7ページをご覧ください。1番について説明します。申請者は京都市の法人で、有明町の田1,198㎡を太陽光発電施設に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道河内上津浦港線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、自家消費用の電力を得るため、太陽光発電施設を設置する計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地となり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に2番について事務局より説明をお願いします。

○事務局(池上翔君) 2番について説明します。申請者は五和町の個人で、五和町の畑227㎡を個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、個人住宅に転用する計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地となりますが、集落に接続しているため、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長(山下和弘君) ただ今説明がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に3番について事務局より説明をお願いします。

○事務局(宮川楓大君) 3番について説明します。申請者は〇〇の法人で、河浦町の田2,088㎡を蓄電所に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、太陽光発電システムによって発電した電力を日中に充電し、必要な時間帯に放電する蓄電所に転用する計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地となり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長(山下和弘君) ただ今説明がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に4番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（宮川楓大君） 4番について説明します。申請者は〇〇の法人で、天草町の田と畑1,069㎡を蓄電所に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、太陽光発電システムによって発電した電力を日中に充電し、必要な時間帯に放電する蓄電所に転用する計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地となり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に5番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（宮川楓大君） 5番について説明します。申請者は〇〇の法人で、有明町の田919㎡を太陽光発電施設に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、自家消費用の電力を得るため、太陽光発電施設を設置する計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地となり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第 6、議題 65 号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域への編入申請についてを議題と致します。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の 8 ページをご覧ください。1 番について説明します。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。編入申請の計画は、中山間地域等直接支払制度集落協定への新規加入のため、農用地区域へ編入をするというものです。資料②の 8 ページから 12 ページをご覧ください。2 番について説明します。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で 9 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。3 枚目です。4 枚目です。5 枚目です。6 枚目です。7 枚目です。8 枚目です。9 枚目です。次が現地の写真になります。全部で 13 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。3 枚目です。4 枚目です。5 枚目です。6 枚目です。7 枚目です。8 枚目です。9 枚目です。10 枚目です。11 枚目です。12 枚目です。13 枚目です。編入申請の計画は、県営水利施設等保全高度化事業を活用したいため、農用地区域へ編入をするというものです。資料②の 12 ページから 13 ページをご覧ください。3 番について説明します。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。全部で 3 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。3 枚目です。編入申請の計画は、〇〇事業を活用したいため、農用地区域へ編入をするというものです。資料②の 13 ページをご覧ください。4 番について説明します。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。編入申請の計画は、中山間地域等直接支払制度集落協定への新規加入のため、農用地区域へ編入をするというものです。以上です。

○議長（山下和弘君） ただいま説明がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

○12 番（榎田和壽君） 12 番榎田です。先ほどの農用地区域からの除外と編入は、市の農政担当部局の意見書がついて農業委員会に挙がってくるのでしょうか。

○事務局（松本馨君） はい、そうです。

○12 番（榎田和壽君） 市の農政担当部局の意見の照会はないのでしょうか。

○事務局（松本馨君） 照会はありません。

○12 番（榎田和壽君） いずれも市の農政担当部局が農用地区域から除外または編入の見込みがあるものが挙がってきているのでしょうか。

○事務局（松本馨君） はい、市の農政担当部局が農用地区域から除外または編入の見込みがある申請について、農業委員会総会で諮り、除外後、農地転用の見込みについて意見を仰ぐものとなっています。

○12 番（榎田和壽君） 今回の除外申請については、いずれも圃場整備等の事業が行われた農地でないということでしょうか。

○事務局（松本馨君） はい、そうです。

○12 番（榎田和壽君） 編入については、当初計画に申請に挙がっている農地が農用地区域に入っていない理由がそれぞれにありますか。

○事務局（松本馨君） 1 番については、中山間地域の見直しがあり、追加で中山間地域に含めたいという要望があったことで申請が挙がっております。また、残りの事業についても、県の事業を活用して樹園地の基盤整備を行うために、農用地区域に編入したいというものになります。

○12 番（榎田和壽君） 将来的に補助を受けるために農用地区域に編入するということですね。分かりました。

○議長（山下和弘君） 他にご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は異議なしと決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第 7、議第 66 号、農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 農用地利用集積等促進計画(案)について説明いたします。資料②の 14 ページから 26 ページをご覧ください。利用権の新規設定の計画が 12 件、再設定が 0 件、更新の計画が 11 件、再配分の計画が 0 件、利用権移転の計画が 0 件、所有権の移転が 1 件、合計 24 件で、筆数 89 筆、総面積が 143,487 ㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人、又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 14 ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 18 条第 2 項の要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（山下和弘君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第 8、議第 67 号、非農地証明書交付申請についてを議題と致し

ます。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が3件、五和地域が1件、河浦地域が1件の計5件です。筆数は全体13筆、面積は27,178㎡となっております。資料③の15ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の27ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番から7番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇km、〇〇へ〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。次が現地の写真です。全部で4枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。次が8番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が9番から11番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が12番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が13番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。以上です。

○議長（山下和弘君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認致します。1番から7番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 8番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 9番から11番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 12 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 13 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第 9、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の 28 ページをご覧ください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第 4 条、5 条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長（山下和弘君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和 7 年天草市農業委員会第 6 回総会を閉会致します。

閉 会 15 時 20 分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長

山下 和弘

署名委員

矢崎 修一

署名委員

富崎 ますみ